

事務事業名	21199 景観調整事業													
担当組織	都市整備部				都市計画課					担当	都市景観担当			
組織コード	R3	20	01	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	R3	01	08	04	01	03	97	記入日	令和 3年 6月10日
	R2	20	01	00		R2	01	08	04	01	05	02		

1. 事務事業の概要

総合振興計画上の位置づけ											実施計画候補		
基本目標	05	快適で過ごしやすいまち									● 対象 ○ 対象外		
分野	06	景観形成											
施策	59	公共施設等の景観形成の推進											
事業期間	平成14年度～令和2年度												
根拠法令 通達等	戸田市都市景観条例					関連計画 施政方針		戸田市景観計画					
事業区分	<input type="radio"/> 法定受託事務 <input type="radio"/> 自治事務のうち義務的なもの <input checked="" type="radio"/> 自治事務のうち任意のもの												
対象	行政												
事業目的	先導的な景観形成の推進に資する公共施設等の整備を図るため、庁内会議や都市景観条例に規定する景観アドバイザー制度を活用し、景観に関する協議・調整を行う。												
事業内容	戸田市都市景観条例に規定する景観アドバイザー制度や庁内会議を活用し、公共施設等整備に係る協議・調整を実施する。また、駅周辺の景観づくり推進地区の指定に際し、庁内会議を活用した庁内調整を実施する。												
実施主体	<input checked="" type="checkbox"/> 市による単独直営 <input type="checkbox"/> 委託 (<input type="checkbox"/> 3セク・財団 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 市民・NPO) <input type="checkbox"/> 協働・協力 ()												

2. 実施結果

事業の 予算・実績			令和2年度 執行額(千円)	令和3年度 予算額(千円)	令和4年度 計画額(千円)	令和5年度 計画額(千円)	令和6年度 計画額(千円)	
	事業内容		アドバイザー 制度の運用等					
	事業費		800	0	0	0	0	
	財源 内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0	
		県支出金	0	0	0	0	0	
		起債	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	
		一般財源	800	0	0	0	0	
	人件費		0	0	0	0	0	
	投入 人員	常勤職員	0人	0人	0人	0人	0人	
非常勤職員		0人	0人	0人	0人	0人		
事業費+人件費		800	0	0	0	0		
目標 達成 状況	指標名		単位	説明・算定式		R1目標 R1実績	R2目標 R2実績	R3目標 R3実績
	活動①	庁内会議(美しい都市づくり会議等)の開催数	回	会議開催数		—		
	活動②	景観アドバイザー個別相談の開催回数	回			0		—
	成果①	景観庁内調整に係る案件数	件			10		—
	成果②	景観アドバイザー助言指導件数	件	助言・指導した件数		7		—
						—		—
目標達成状況の分析		—:未設定 <判断理由>						

3. 評価結果

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	30年度	1年度	2年度	B：施策の目標達成に貢献している。
	B	B	B	<p><判断理由></p> <p>公共並びに民間それぞれが景観アドバイザーからの助言を得ながら、景観形成に取り組んでいく必要がある。景観アドバイザー制度を積極的に活用し、事前協議並びに個別相談を行うことで、魅力的なまち並みが形成されることから、施策の目標達成に貢献していると考えられる。</p>
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	30年度	1年度	2年度	B：経費は適正な範囲である。
	B	B	B	<p><判断理由></p> <p>決算ベースの事業費は令和2年度が約〇万円であった。景観アドバイザーによる事前協議については、開催回数を限定することで経費削減を図っており、経費は適正な範囲であると考えられる。</p>
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	30年度	1年度	2年度	B：事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	<p><判断理由></p> <p>事前協議並びに個別相談において、景観アドバイザーに専門的な意見を求め、公共並びに民間の事業に反映していくで、良好な景観形成が図られることから、事業手法は適正であると考えられる。</p>
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	30年度	1年度	2年度	B：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	<p><判断理由></p> <p>公共並びに民間がそれぞれ費用を負担し良好な景観形成の為に努め、市民も良好なまち並みを享受できることから、景観施策の推進に係る受益・負担は適正な範囲であると考えられる。</p>

4. 令和2年度中に実施した見直し内容

見直し内容	昨年7月施行の第2次戸田市景観計画及び一部改正の戸田市都市景観条例に基づき、一定規模以上の建築物や工作物の建設等において、景観の行為届出に際し、景観アドバイザー制度を活用した事前協議を開始した。
見直しの効果	市民や事業者等と連携しながら、良好な景観形成が図られていく。戸田市の景観形成に対する取組姿勢が市民や事業者等にも浸透し、良好な景観形成が図られていく。

5. 今後の方針

事業の方向性	<input type="radio"/> 1現状で継続 <input type="radio"/> 2拡大して継続 <input type="radio"/> 3縮小して継続 <input type="radio"/> 4他事業と統合 <input type="radio"/> 5休止 <input type="radio"/> 6その他見直し <input type="radio"/> 令和4年度で終了 <input type="radio"/> 令和3年度で終了 <input checked="" type="radio"/> 令和2年度で終了
	<p><判断理由></p> <p>第2次戸田市景観計画及び景観指導指針（ガイドライン）に基づき、引き続き良好な景観形成を推進していく必要がある。市と市民・事業者との協働による景観づくりについては、今後も支援を実施していくとともに、景観資源活用に係る検討を行い、景観に関する各種取組を進めていく必要がある。</p>
今後の取組方針	昨年7月施行の第2次戸田市景観計画に基づき、引き続き、市民や事業者等と連携しながら良好な景観形成の推進に取り組んでいく。公共施設等の整備については、庁内の担当課と調整を図りながら景観誘導を推進していく。なお、令和3年度に「7602景観形成推進事業」に「7655サイン整備事業」及び本事業を統合した。